

議案第 1 4 号資料 美里町営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|---|---|--|
| <p>目次 略</p> <p>第 1 章及び第 1 章の 2 略</p> <p>第 2 章 入居者の選考</p> <p>第 4 条～第 1 0 条 略</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第 1 1 条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則 <u>第 1 0 条</u>で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第 1 2 条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則 <u>第 1 1 条</u>で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第 3 章 家賃及び敷金</p> <p>第 1 3 条 略</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第 1 4 条 略</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則 <u>第 8 条</u>に規定</p> | <p>目次 略</p> <p>第 1 章及び第 1 章の 2 略</p> <p>第 2 章 入居者の選考</p> <p>第 4 条～第 1 0 条 略</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第 1 1 条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則 <u>第 1 1 条</u>で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第 1 2 条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則 <u>第 1 2 条</u>で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第 3 章 家賃及び敷金</p> <p>第 1 3 条 略</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第 1 4 条 略</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則 <u>第 7 条</u>に規定</p> | <p></p> <p>字句改める</p> <p>字句改める</p> <p>字句改める</p> |

する方法によるものとする。

3及び4 略

第15条～第19条 略

第4章 略

第5章 使用及び管理

第28条～第37条 略

(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第22条第1項又は第24条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

第39条～第41条 略

第6章～第10章 略

附則 略

する方法によるものとする。

3及び4 略

第15条～第19条 略

第4章 略

第5章 使用及び管理

第28条～第37条 略

(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第22条第1項又は第24条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

第39条～第41条 略

第6章～第10章 略

附則 略

字句改める